

地域リハビリテーション活動支援事業について

リハビリ専門職(理学療法士・作業療法士)や管理栄養士が、地域包括支援センター職員やケアマネジャーと一緒に居宅を訪問する事業です。

☆このような方が対象です。

池田市民で介護保険の**要支援1・2**、**要介護1・2**の認定者、**事業対象者**などを支援している地域包括支援センター職員、介護支援専門員等(リハビリ専門職によるサービスを利用している方や居宅療養管理指導を利用している方は対象外です。)

☆どのようなことを行うのか？

・リハビリ専門職は以下のような内容の相談に乗り、アドバイスします。

- ①住宅改修、福祉用具及び補装具に関すること
- ②医療・介護サービスのコーディネート
- ③日常生活動作、介助法、体操の指導
- ④その他、医療行為とみなされるものを除く、リハビリテーションに関する支援
※リハビリ専門職による訓練は行いません！

・管理栄養士は以下のような内容の相談に乗り、アドバイスします。

食事内容の具体的な改善方法の提案や栄養管理に係る情報提供や指導、助言を行います。

- ①栄養状態や食事内容の具体的な改善方法について
- ②栄養管理の方法や情報提供
- ③調理方法について
- ④嚥下について

☆回数及び時間

1対象者につき、1～2回の訪問(訪問時間は約1時間)

☆申し込み時に提出いただく書類

- ・地域リハビリテーション活動支援事業(訪問)申込書
- ・利用者基本情報
- ・アセスメントシート

☆「使ってみようかな、これって対象なのかな」と思われた場合は、一度ご連絡ください！



問い合わせ先 池田市 地域支援課 担当：駒田
電話：072-754-6288